

# 重要事項説明書（居宅介護支援事業）

社会医療法人 崇徳会  
在宅介護支援センターみつごうや  
当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(長岡市指定 事業所番号 1570200855)

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、長岡市条例の規定に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容及び契約上ご注意いただきたい内容等を説明いたします。

## ◆ 目 次 ◆

|     |                              |   |
|-----|------------------------------|---|
| 1.  | 事業者（法人）及びご利用事業所の概要・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2.  | 事業の目的と運営の方針・・・・・・・・・・        | 1 |
| 3.  | 提供するサービスの内容・・・・・・・・・・        | 2 |
| 4.  | 営業日時・・・・・・・・・・               | 2 |
| 5.  | 事業所の職員体制・・・・・・・・・・           | 3 |
| 6.  | 担当の介護支援専門員・・・・・・・・・・         | 3 |
| 7.  | 利用料・・・・・・・・・・                | 3 |
| 8.  | 虐待の防止・・・・・・・・・・              | 4 |
| 9.  | 身体拘束の禁止・・・・・・・・・・            | 4 |
| 10. | 感染症の予防及びまん延の防止のための措置・・・・・・・・ | 4 |
| 11. | 業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・         | 4 |
| 12. | 事故発生時の対応・・・・・・・・・・           | 5 |
| 13. | 苦情相談窓口・・・・・・・・・・             | 5 |
| 14. | 第三者による評価の実施状況等・・・・・・・・・・     | 5 |
| 15. | 当事業所の訪問介護等の利用状況・・・・・・・・・・    | 6 |
| 16. | サービスの利用にあたっての留意事項・・・・・・・・・・  | 6 |

## 1. 事業者（法人）及びご利用事業所の概要

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 法 人 名         | 社会医療法人 崇徳会      |
| 法 人 所 在 地     | 新潟県長岡市深沢町2300番地 |
| 代 表 者 氏 名     | 理事長 田 宮 崇       |
| 法 人 設 立 年 月 日 | 昭和59年3月14日      |
| 電 話 番 号       | 0258-46-3205    |

|            |                 |
|------------|-----------------|
| ご利用事業所の名称  | 在宅介護支援センターみつごうや |
| サービスの種類    | 居宅介護支援          |
| 事業所の所在地    | 新潟県長岡市緑町2丁目4番地5 |
| 電 話 番 号    | 0258-27-7320    |
| 指 定 年 月 日  | 平成13年4月1日       |
| 事業所番号      | 1570200855      |
| 管理者の氏名     | 星 裕 美           |
| 通常の事業の実施地域 | 旧長岡市及び越路地域・三島地域 |

## 2. 事業の目的と運営の方針

|             |                                                                                                                                    |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的       | 要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。                                                  |
| 運営の方針       | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。 |
| 事業所の趣旨・基本方針 | 一定の主任介護支援専門員及び介護支援専門員を常時配備し、中重度者や支援困難ケースにも適切に対応出来る体制を整え、指定居宅介護支援を提供するものとします。                                                       |

### 3. 提供するサービスの内容

|                          |                                                                                                                           |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅サービス<br>計画の作成          | 利用者の心身の状態、環境等を把握し、居宅サービスを適切に提供するための居宅サービス原案を作成します。利用者および家族等に説明・同意の上で決定します。                                                |
| 居宅サービス<br>計画作成後の<br>管理   | 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるように、利用者およびその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続して行い、実施状況を把握します。<br><br>把握に当たっては、1回／月以上居宅を訪問し、利用者に面接した上で評価を行います。 |
| 居宅サービス<br>計画の変更          | 利用者および居宅サービス事業所が計画の変更が必要と判断した場合は、双方の合意の上、居宅サービス計画を変更します。                                                                  |
| 公平中立のケ<br>アマネジメン<br>トの確立 | 利用者は介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者の選定理由を求めることができます。                                            |
| 給付管理                     | 居宅サービス計画作成後、その内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。                                                                       |
| 要介護認定等<br>の申請代行          | 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請または更新申請または更新申請に及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう必要な協力を行います。                                                  |
| 介護保険施設<br>等の紹介           | 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合など、利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合は、利用者に施設の紹介をします。                                             |

### 4. 営業日時

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| 営 業 日 時 | 月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：00<br>(祝祭日および12/31～1/3は除く) |
|---------|-----------------------------------------------|

#### (2) 緊急時の対応について

24時間連絡可能な体制を整えています。担当者が不在の場合でも、他の介護支援専門員が必要な対応を行います。

営業時間以外の時間帯については、当該事業所の介護支援専門員が輪番制により担当します。

## 5. 事業所の職員体制

| 従業員の職種  | 員 数 |     |     |
|---------|-----|-----|-----|
|         | 常勤  | 非常勤 | 計   |
| 管理者     | 1 人 |     | 1 人 |
| 介護支援専門員 | 人   | 人   | 人   |

※管理者と介護支援専門員は兼務とします。

## 6. 担当の介護支援専門員

担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏 名： \_\_\_\_\_

連絡先（電話番号）： 0 2 5 8 - 2 7 - 7 3 2 0

### （2）介護支援専門員の交代等

事業者は必要に応じ介護支援専門員を交代することが出来ます。ただし、利用者のサービス利用上、不利益が生じないように十分配慮するものとします。

利用者は事業者に対して、その理由を明らかにした上で、介護支援専門員の交代を希望することができます。

## 7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1 か月当たりの料金をお支払いいただきます。

詳細については、別紙をご覧ください。（居宅介護支援料金表）

## 8. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各項に定める措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業員に周知徹底を図ります。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
  - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施します。
  - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- 2 事業者は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

## 9. 身体拘束の禁止

事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生、まん延しないように、次の各項に定める措置を講じるものとします。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回開催し、その結果を従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的に実施します。

## 11. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- (1) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

## 1 2. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 1 3. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

|         |      |              |
|---------|------|--------------|
| 事業所相談窓口 | 電話番号 | 0258-27-7320 |
|         | 面接場所 | 当事業所の相談室     |

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

|        |                    |                   |
|--------|--------------------|-------------------|
| 苦情受付機関 | 長岡市介護保険課           | 電話番号 0258-39-2245 |
|        | 新潟県国民健康保険<br>団体連合会 | 電話番号 025-285-3022 |

## 1 4. 第三者による評価の実施状況等

当事業所の第三者による評価の実施状況等は次のとおりです。

| 第三者による<br>評価の実施状況 | 1 あり | 実施日    | 年    | 月    | 日 |
|-------------------|------|--------|------|------|---|
|                   |      | 評価機関名称 |      |      |   |
|                   |      | 結果の開示  | 1 あり | 2 なし |   |
|                   | 2 なし |        |      |      |   |

## **15. 当事業所の訪問介護等の利用状況**

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

(当事業所の居宅サービス計画の訪問介護等の利用状況)

## **16. サービスの利用にあたっての留意事項**

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をしていきます。

令和 年 月 日

【事業者】

居宅介護支援の提供開始にあたり、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 所在地  | 新潟県長岡市深沢町2300番地 |
| 名称   | 社会医療法人 崇徳会      |
| 代表者名 | 理事長 田 宮 崇       |
| 事業所  | 在宅介護支援センターみつごうや |
| 説明者  | 介護支援専門員         |
|      | 氏名              |

【利用者】

私は、本書面に基づいて事業者から、居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名

( 代理人 )

住 所

氏 名

本人との続柄

